

|   |                |                       |
|---|----------------|-----------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 令和5年3月3日(金)<br>号外第14号 |
|   |                | 毎週火・金曜日発行             |

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 公安規則 | 鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則<br>(4) (総務課) . . . . . 2 |
|--------|--|

## 公 安 委 員 会 規 則

鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

### 鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則（平成18年鳥取県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (処理の結果の通知等)<br>第6条 略<br>2 公安委員会は、 <u>法第79条第3項</u> ただし書又は前項ただし書の規定により、苦情の申出を行った者に処理の結果を通知しないときは、その者に対し、当該通知を行わない旨を文書その他適当と認める方法で連絡するものとする。ただし、その者の所在が不明であるとき、その他その者に連絡することができないと認められるときは、この限りでない。 | (処理の結果の通知等)<br>第6条 略<br>2 公安委員会は、 <u>法第79条第2項</u> ただし書又は前項ただし書の規定により、苦情の申出を行った者に処理の結果を通知しないときは、その者に対し、当該通知を行わない旨を文書その他適当と認める方法で連絡するものとする。ただし、その者の所在が不明であるとき、その他その者に連絡することができないと認められるときは、この限りでない。 |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。